### 「いかずきんズ」の商標使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商標法(昭和34年法律第127号)に基づき市がその権利を所有するいかずきんズに係る商標(以下「本件商標」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本件商標の種類)

第2条 本件商標は、いかずきんズに係る文字商標「登録第 6232452 号」及び図形商標「登録第 6232453 号」とする。

(本件商標の適用範囲)

第3条 本件商標を適用する指定商品の区分は、別表のとおりとする。

(使用の申請)

- 第4条 本件商標を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ「いかずきんズ」 商標使用許可申請書(別記第1号様式)に本件商標を使用しようとする商品の見本を添えて市長 に提出し、原則として商品の販売開始又は役務の提供開始の前に許可を受けなければならない。 許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の場合において、申請者は、商品の見本を提出することができないときは、見本の提出に 代えて、本件商標を使用する商品を確認することができる写真等を提出することができる。

(使用の許可)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、申請者に対し「いかずきんズ」商標使用許可書(別記第2号様式。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により許可をするときは、条件を付することができる。

(使用許可の期間)

- 第6条 本件商標の使用許可の期限は、令和8年3月31日までとする。
- 2 使用許可の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとするときは、改めて申請を 行い、許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第7条 第5条第1項の規定により使用許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、本件商標の使用を中止しようとするときは、「いかずきんズ」商標使用中止届(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用許可の制限)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許可しないものとする。
  - (1) 本件商標の使用によって、商品の品質の誤認又は他者の業務に係る商品との混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
  - (2) 本件商標の使用によって、本件商標、八戸市又はマスコットキャラクター「いかずきんズ」のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
  - (3) 宗教的活動、政治活動等に使用するとき。
  - (4) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - (5) その他本件商標の使用が適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により使用を許可しないことを決定したときは、申請者に対し「いかずき んズ」商標使用不許可通知書(別記第4号様式)により通知するものとする。

(使用許可の取消し)

- 第9条 市長は、使用者がこの要綱に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。
- 2 市長は、使用者が前項の規定により使用の許可を取り消され、これによって損失を受けること があっても、その補償の責めを負わない。

(遵守事項)

- 第10条 使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 商品への使用又はその宣伝広告に際して、「®6232452」又は「®6232453」を、その商品、包装、広告等に明示すること。
  - (2) 使用許可を受けた商品以外に使用しないこと。
  - (3) 使用許可を受けた使用態様以外に使用しないこと。
  - (4) 使用許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
  - (5) 使用許可を受けた商品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。
  - (6) 故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。
  - (7) 市から要請があったときは、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。
  - (8) 本件商標の登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。
  - (9) 他者による本件商標の無断使用など、問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに市に報告すること。

(使用料)

第11号 本件商標の使用料は、無料とする。

(商品の公開)

第12条 市長は、本件商標の使用状況を広く周知するために、使用を許可した商品を市広報及び市 公式ホームページ等において公開するものとする。 (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年1月27日から施行する。

### 別表 (第3条関係)

文字商標「登録第6232452号」及び図形商標「登録第6232453号」の指定商品及び指定役務

第9類 科学用、航海用、測量用、写真用、音響用、映像用、計量用、信号用、検査用、救命 用、教育用、計算用又は情報処理用の機械器具、光学式の機械器具及び電気の伝導 用、電気回路の開閉用、変圧用、蓄電用、電圧調整用又は電気制御用の機械器具

交通事故防止用反射用具(着用のもの)

携帯電話機用ストラップ

マウスパッド

インターネットを利用して受信し及び保存することができる画像ファイル

電子出版物

第14類 貴金属、貴金属製品であって他の類に属しないもの、宝飾品及び時計

キーホルダー

身飾品

時計

第16類 紙、紙製品及び事務用品

紙製包装用容器

プラスチック製包装用袋

家庭用食品包装フィルム

紙製ごみ収集用袋, プラスチック製ごみ収集用袋

紙製のぼり, 紙製旗

衛生手ふき、紙製タオル、紙製テーブルナプキン、紙製手ふき、紙製ハンカチ

紙類

文房具類

印刷物

写真, 写真たて

### 第19類 金属製でない建築材料

道路用バリケード (金属製の物を除く)

### 第24類 織物及び家庭用の織物製カバー

布製身の回り品

かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布

織物製テーブルナプキン

ふきん

のぼり及び旗(紙製のものを除く。)

### 第25類 被服及び履物

被服

ベルト

履物

仮装用衣服

運動用特殊衣服(「水上スポーツ用特殊衣服」を除く。)

# 第28類 がん具、遊戯用具及び運動用具

おもちゃ, 人形

囲碁用具、将棋用具、歌がるた、さいころ、すごろく、ダイスカップ、ダイヤモンドゲーム、チェス用具、チェッカー用具、手品用具、ドミノ用具、トランプ、花札、マージャン用具

運動用具(登山用・サーフィン用・水上スキー用・スキューバダイビング用のものを除く。)

菓子,パン

みそ,しょうゆ,食酢,そばつゆ,ドレッシング,ウースターソース,砂糖,食塩,うま味調味料

香辛料

穀物の加工品

弁当

パスタソース

米

食用粉類

第35類 広告、事業の管理又は運営及び事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる 顧客に対する便益の提供

#### 広告業

トレーディングスタンプの発行

商品の販売に関する情報の提供

職業のあっせん

建築物における来訪者の受付および案内

広告用具の貸与

求人情報の提供

飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

食肉の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

食用水産物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

野菜及び果実の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

米穀類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

牛乳の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

茶・コーヒー及びココアの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

加工食料品の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

### 第41類 教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動

技芸・スポーツ又は知識の教授

セミナーの企画・運営又は開催

電子出版物の提供,図書及び記録の供覧,図書の貸与

美術品の展示

映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営

映画の上映・制作又は配給

インターネットによる画像の提供、演芸の上演、演劇の演出又は上演、音楽の演奏

放送番組の制作

教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作(映画・放送番組・広告用のものを除く。)

放送番組の制作における演出

スポーツ興行の企画・運営又は開催

興行の企画・運営又は開催(映画・演芸・演劇・音楽の演奏の興行及びスポーツ・競馬・競輪・ 競艇・小型自動車競走の興行に関するものを除く。)

運動施設の提供

娯楽施設の提供

映画・演芸・演劇・音楽又は教育研修のための施設の提供

運動用具の貸与

レコード又は録音済み磁気テープの貸与

ネガフィルムの貸与、ポジフィルムの貸与

おもちゃの貸与、遊園地用機械器具の貸与

書画の貸与

(あて先) 八戸市長

申込者 住所 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 — —

「いかずきんズ」商標使用許可申請書 (新規・継続)

下記のとおり、「いかずきんズ」の商標を使用したいので、許可されるよう申請します。

記

1.	商品名			
2.	商品種類	第	類	
3.	商標種類	文字	図形	(該当する項目に○をつける)
4.	使用態様			
5.	販売開始(予定)日			
6.	備考			

## 「いかずきんズ」商標使用許可書

No.

使用者の住所および氏名				
商	商 品 名		名	
商	ㅁ	種	類	第  類
使	用	態	様	
使	用	期	間	年 月 日 から 年 月 日まで
遵	守	事	項	<ul> <li>(1) 商品への使用又はその宣伝広告に際して、「®6232452」又は「®6232453」を、その商品、包装、広告等に明示すること。</li> <li>(2) 使用許可を受けた商品以外に使用しないこと。</li> <li>(3) 使用許可を受けた使用態様以外に使用しないこと。</li> <li>(4) 使用許可を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。</li> <li>(5) 使用許可を受けた商品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。</li> <li>(6) 故意又は過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害を市に賠償すること。</li> <li>(7) 市から要請があったときは、本件商標の使用実態を報告し、又は使用商品等を提出すること。</li> <li>(8) 本件商標の登録が取消し又は無効となったときは、速やかに使用を中止すること。</li> <li>(9) 他者による本件商標の無断使用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに市に報告すること。</li> </ul>
備考			・当該商品を市広報及び市公式ホームページ等において公開します。	

上のとおり「いかずきんズ」の商標の使用を許可します。

年 月 日

八戸市長

(あて先) 八戸市長

申込者 住所 氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 -

「いかずきんズ」商標使用中止届

「いかずきんズ」商標の使用を中止するので届け出ます。

記

1.	商品名				
2.	商品種類	第	類		
3.	商標種類	文字	図形	(該当する項目に○をつける)	
4.					
5.	備考				

年 月 日

様

八戸市長

## 「いかずきんズ」商標使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました「いかずきんズ」商標使用許可申請については、下記の理由により不許可としましたので、通知します。

記

不許可の理由